

松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の使用許可審査会要綱

平成22年3月31日

告示第106号

(設置)

第1条 松阪市マスコットキャラクター「ちゃちゃも」の使用許可等に関し審査を行うため、松阪市ちゃちゃも使用許可審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ちゃちゃもの使用許可に関する事。
- (2) その他ちゃちゃもの活用について必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 審査会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 産業文化部長
- (2) 農林水産担当理事
- (3) 経営企画課長
- (4) 総務課長
- (5) 観光交流課長
- (6) 学校教育課長
- (7) 地域ブランド課長
- (8) 松阪市観光協会代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審査会の会長は産業文化部長、副会長は地域ブランド課長をもって充てる。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任期後最初の審査会は、市長が招集する。

2 審査会の議長は、会長をもって充てる。

- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があるときと認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 審査会を開催するいとまがないと会長が認めるときは、書面による審査を行うことができるものとする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、地域ブランド課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年5月11日告示第330号)

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。